

財団法人 大阪府社会保険協会 寄附行為

昭和 24 年 1 月 10 日 設立許可
昭和 25 年 4 月 28 日 寄附行為一部変更
昭和 25 年 12 月 2 日 寄附行為一部変更
昭和 28 年 5 月 6 日 寄附行為一部変更
昭和 42 年 4 月 3 日 寄附行為一部変更
昭和 43 年 7 月 24 日 寄附行為一部変更
沿革 昭和 57 年 3 月 26 日 寄附行為一部変更
昭和 60 年 3 月 27 日 寄附行為一部変更
平成 5 年 9 月 3 日 寄附行為一部変更
平成 7 年 4 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 8 年 3 月 29 日 寄附行為一部変更
平成 10 年 5 月 21 日 寄附行為一部変更
平成 12 年 4 月 1 日 寄附行為一部変更
平成 12 年 7 月 17 日 寄附行為一部変更
平成 14 年 6 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 15 年 2 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 16 年 6 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 16 年 11 月 9 日 寄附行為一部変更
平成 17 年 4 月 22 日 寄附行為一部変更
平成 19 年 4 月 16 日 寄附行為一部変更
平成 20 年 4 月 11 日 寄附行為一部変更
平成 21 年 4 月 8 日 寄附行為一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪府社会保険協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市西区京町堀 1 丁目 3 番 13 号 辰
巳ビル 2 階に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、大阪府の区域内において健康保険、厚生年金
保険等（以下「社会保険」という。）の被保険者、被保険者で
あった者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の
健康並びに福利の増進を図るとともに社会保険制度の普及並
びに事業推進に協力を行い、もって社会保険制度の円滑な運
営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事
業を行う。